

青森県報

号外第九十一号

平成三十年
九月十二日
(水曜日)

目次

海区漁業調整委員会

- 東部海区管内の沿岸海域に来遊するサケ資源の繁殖保護の指示……………(事務局)：一
- 東部海区管内におけるトドの採捕の指示……………(同)：二
- 西部海区管内の沿岸海域に来遊するサケ資源の繁殖保護の指示……………(同)：三
- 西部海区管内におけるトドの採捕の指示……………(同)：四

海区漁業調整委員会

青森県東部海区漁業調整委員会指示第九号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、青森県東部海区管内の沿岸海域に来遊するサケ資源の繁殖保護を図るため、次のとおり指示する。

平成三十年九月十二日

青森県東部海区漁業調整委員会

会長 松本光明

1 河口付近における操業の制限

1 次の表の上欄に掲げる海域においては、平成三十年十月一日から同年十二月三十日までの間、同表下欄に掲げる漁業の操業を禁止する。ただし、青森県海面

海 域 漁 業

2 次の表の上欄に掲げる海域においては、平成三十年十一月十一日から同月三十日までの間、同表下欄に掲げる漁業の操業を禁止する。

漁業	域	海
		五戸川河口 最大高潮時海岸線とによつて囲まれた海域 アメーテルの点 河口左岸から真方位六十九度三十分三百メートルの点 エウイ点工から真方位六十九度三十分三百メートルの点 エ河口右岸から真方位百五十九度三十分二百二十メートルの点

漁業調整規則第四十五条で規制する漁法、区域及び期間を除く。

小型定置漁業、固定式さし網漁業及び
はえなわ漁業

新井田川及び馬淵川河口 八戸港八太郎北防波堤、八太郎北防波堤の突端から 白銀北防波堤の下端を経て、燕島に至る直線、新井田川から 河口へ八戸大橋の下流端をいう。）、馬淵川河口（八戸市豊洲四番の北端に 太郎地区北導流堤の突端から八戸市豊洲四番の北端に 至る直線をいう。）、八太郎地区北導流堤及び最大高 潮時海岸線によつて囲まれた海域	小型定置漁業、固 定式さし網漁業及び はえなわ漁業
--	---------------------------------

- 3 1及び2に掲げる海域においては、平成三十年十月一日から同年十二月三十一日までの間、竿釣り、手釣りによりサケを採捕してはならない。
- 2 沿岸域における操業の制限

次の表の上欄に掲げる海域においては、平成三十年十月一日から同年十二月三十

一日までの間、同表下欄に掲げる漁業の操業を禁止する。ただし、青森県海面漁業

調整規則第四十五条で規制する漁法、区域及び期間を除く。

海 域	漁 業
最大高潮時海岸線から二百五十メートル以内の海域 北郡風間浦村大字下風呂地先及びむつ市大畑町釣屋浜（通称赤岩地先の海域にあつては、水深七メートル以下 の海域。）	固定式さし網漁業 及びはえなわ漁業 小型定置漁業

青森県東部海区漁業調整委員会指示第十号

青森県東部海区管内におけるトドの採捕（生け捕り又は獵銃を使用する者に限
る。）について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により次のとおり指示する。

平成三十年九月十二日

青森県東部海区漁業調整委員会

会長 松本光明

一定義

この指示において、「トド」とは、アシカ亜目（アシカ科）のトドをいう。

二 採捕の承認

青森県東部海区海域において、トドを採捕しようとする者は、青森県東部海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

三 承認の手続

トドの採捕の承認を受けようとする者は、別に定める「平成三十年度トド採捕承認事務取扱要領」（以下「取扱要領」という。）に基づき、トド採捕承認申請書を委員会に提出しなければならない。

四 承認の対象者

承認の対象者は、次のいずれかに該当するものとする。

- 1 試験研究の用に供しようとするとする者
- 2 漁具被害等の漁業被害を防止しようとするとする者
- 3 その他委員会が特に認めた者

五 承認をしない場合

次のいずれかに該当する場合は、承認をしない。

- 1 申請者が漁業に関する法令を遵守する精神を著しく欠く者であるとき
- 2 その他委員会が特に必要があると認めるとき

六 承認者数の制限

委員会は、トドの採捕の承認者数の最高限度を取扱要領で定める。

七 採捕の期間

採捕の期間は、平成三十年十二月一日から平成三十一年五月三十一日までとする。

八 採捕数の制限

委員会は、トドの採捕数の最高限度を取扱要領で定める。

九 承認証の交付

委員会は、採捕の承認をしたときは、申請者にトド採捕承認証を交付するものとする。

十 承認証の携帯義務

承認を受けた者は、トドを採捕するときには、当該承認証を携帯しなければならない。

- 十一 採捕の制限又は条件及び停止
- 委員会は、トドの繁殖保護又は漁業調整上必要があると認めるときは、承認を制限し、条件を付け、又は採捕の停止を指示することができる。

十二 承認の取消し

委員会は、承認を受けた者がこの指示の内容に違反したときは、承認を取り消すことができる。

十三 所持販売の禁止

委員会の承認を受けない者が採捕したトドを所持し、又は販売してはならない。

十四 報告書の提出等

承認を受けた者は、採捕頭数及び揚取後の処理状況等について、取扱要領で定めるトド採捕報告書により、採捕後速やかに委員会に提出しなければならない。

十五 取扱要領

この指示に定めるもののほか、承認に係る取扱いについては、取扱要領で定めるところによる。

十六 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成三十一年十月一日から平成三十一年九月三十日までとする。

青森県西部海区漁業調整委員会指示第八号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、青森県西部海区管内の沿岸海域に来遊するサケ資源の繁殖保護を図るため、次のとおり指示する。

平成三十年九月十二日

青森県西部海区漁業調整委員会

会長 角田順一

一 河口周辺における操業の制限

1 次の表の上欄に掲げる海域においては、平成三十一年十月一日から同年十二月三十一日までの間、同表下欄に掲げる漁業の操業を禁止する。ただし、青森県海面漁業調整規則第四十五条で規制する漁法、区域及び期間を除く。

川内川河口	海 域	漁 業
川内川河口中央から半径千五百メートル以内の海域		小型定置漁業、固定式さし網漁業及びはえなわ漁業

2

次の表の上欄に掲げる海域においては、平成三十一年九月二十日から同年十二月二十日までの間、同表下欄に掲げる漁業の操業を禁止する。ただし、青森県海面漁業調整規則第四十五条で規制する漁法、区域及び期間を除く。

海 域	漁 業
中村川河口 最大高潮時海岸線とによつて囲まれた海域 ア河口左岸から真方位二百六十三度三十分三百メートルの点アから真方位三百四十七度三十分五百メートルイの点エから真方位三百四十六度二十分五百メートルウの点エの河口右岸から真方位七十三度三十分三百メートル赤石川河口 エの点アから真方位三百三十六度三十分五百メートルイの点エから真方位三百二十二度三十分五百メートルウの点エから真方位五百メートルア河口右岸から真方位五十二度二十分三百メートルエの点アから真方位三百九度三十分八百五十メートルイの点エから真方位三百九度三十分八百五十メートルウの点エから真方位三百九度三十分八百五十メートルア河口左岸から真方位二百二度三十分五百メートルエの点アから真方位三百九度三十分八百五十メートルイの点エから真方位三百九度三十分八百五十メートルウの点エから真方位三百九度三十分八百五十メートルア河口右岸から真方位二十度三十分千メートルの点	中村川河口 最大高潮時海岸線とによつて囲まれた海域 ア河口左岸から真方位二百六十三度三十分三百メートルの点アから真方位三百四十七度三十分五百メートルイの点エから真方位三百四十六度二十分五百メートルウの点エの河口右岸から真方位七十三度三十分三百メートル赤石川河口 エの点アから真方位三百三十六度三十分五百メートルイの点エから真方位三百二十二度三十分五百メートルウの点エから真方位五百メートルア河口右岸から真方位五十二度二十分三百メートルエの点アから真方位三百九度三十分八百五十メートルイの点エから真方位三百九度三十分八百五十メートルウの点エから真方位三百九度三十分八百五十メートルア河口左岸から真方位二百二度三十分五百メートルエの点アから真方位三百九度三十分八百五十メートルイの点エから真方位三百九度三十分八百五十メートルウの点エから真方位三百九度三十分八百五十メートルア河口右岸から真方位二十度三十分千メートルの点
野辺地川河口 野辺地川河口中央から半径五百メートル以内の海域 清水川河口 清水川河口中央から半径五百メートル以内の海域	小型定置漁業（ハタを対象とした）、底建網漁業及びはえなわ漁業 固定式さし網漁業及びはえなわ漁業

海 域	漁 業	二 沿岸域における操業の制限	
		1 次の表の上欄に掲げる海域においては、平成三十年十月一日から同年十二月三十一までの間、同表下欄に掲げる漁業の操業を禁止する。ただし、青森県海面漁業調整規則第四十五条で規制する漁法、区域及び期間を除く。	3 1に掲げる海域においては、平成三十年十月一日から同年十二月三十一までの間、また、2に掲げる海域においては、平成三十年九月二十日から同年十二月二十日までの間、竿釣り、手釣りによりサケを採捕してはならない。
東津軽郡外ヶ浜町字平館石崎、金釜岩（鉢ヶ崎の東端）に設置した標柱から真方位四十一度三十分の線及び北津軽郡と東津軽郡との境に設置した標柱から真方位二百九十二度三十分の線との間ににおける最大高潮時海岸線から二百メートル以内の海域	小型定置漁業（イワシ、アジ、イカを対象とした小型定置漁業を除く。）	漁 業	海 域
2 次の表の上欄に掲げる海域においては、平成三十年九月二十日から同年十二月二十日までの間、同表下欄に掲げる漁業の操業を禁止する。	固定式さし網漁業及びはえなわ漁業	漁 業	海 域

青森県西部海区漁業調整委員会指示第九号	北津軽郡と東津軽郡との境に設置した標柱から真方位二百九十二度三十分の線以南の日本海における最大高潮時海岸線から二百五十メートル以内の海域	三 サケ採捕の制限	
		次の表の上欄に掲げる海域においては、同表中欄に掲げる期間中は、同表下欄に掲げる漁業によりサケを採捕してはならない。	次の表の上欄に掲げる海域においては、同表中欄に掲げる期間中は、同表下欄に掲げる漁業によりサケを採捕してはならない。
東津軽郡外ヶ浜町字平館石崎、金釜岩（鉢ヶ崎の東端）に設置した標柱から真方位四十一度三十分の線及び北津軽郡と東津軽郡との境に設置した標柱から真方位二百九十二度三十分の線との間ににおける最大高潮時海岸線から二百メートル以内の海域	小型定置漁業（イワシ、アジ、イカを対象とした小型定置漁業を除く。）	漁 業	海 域
北津軽郡と東津軽郡との境に設置した標柱から真方位二百九十二度三十分の線以南の日本海における最大高潮時海岸線から二百メートル以内の海域	固定式さし網漁業及びはえなわ漁業	漁 業	海 域

平成三十年九月十二日

青森県西部海区漁業調整委員会

会長 角田順一

- 十 承認証の携帯義務
承認を受けた者は、トドを採捕するときには、当該承認証を携帯しなければならない。

十一 採捕の制限又は条件及び停止

- 委員会は、トドの繁殖保護又は漁業調整上必要があると認めるときは、承認を制限し、条件を付け、又は採捕の停止を指示することができる。

十二 承認の取消し

- 委員会は、承認を受けた者がこの指示の内容に違反したときは、承認を取り消すことができる。

十三 所持販売の禁止

- 委員会の承認を受けない者が採捕したトドを所持し、又は販売してはならない。

十四 報告書の提出等

- 承認を受けた者は、採捕頭数及び揚取後の処理状況等について、取扱要領で定めるトド採捕報告書により、採捕後速やかに委員会に提出しなければならない。

十五 取扱要領

- この指示に定めるものほか、承認に係る取扱いについては、取扱要領で定めるところによる。

十六 指示の有効期間

- この指示の有効期間は、平成三十年十月一日から平成三十一年九月三十日までとする。

五 承認をしない場合

次のいずれかに該当する場合は、承認をしない。

- 1 申請者が漁業に関する法令を遵守する精神を著しく欠く者であるとき
- 2 その他委員会が特に必要があると認めるとき

六 承認者数の制限

委員会は、トドの採捕の承認者数の最高限度を取扱要領で定める。

七 採捕の期間

- 採捕の期間は、平成三十年十一月一日から平成三十一年五月三十一日までとする。

八 採捕数の制限

- 委員会は、トドの採捕数の最高限度を取扱要領で定める。

九 承認証の交付

- 委員会は、採捕の承認をしたときは、申請者にトド採捕承認証を交付するものとする。

(発行所
青森市長・島
一丁人)
森目一番一
県号

(印刷所
青森市第二
東奥印刷株式会社
間屋町三丁目
販売人)
式会七号

定価小口一枚二付十五円四十四銭
毎週月・水・金曜日発行